

平成25年(て)第53号

決 定

被告人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害、傷害被告事件について、平成25年2月28日主任弁護士長谷川直彦、弁護人大口昭彦、同萩尾健太及び同河村健夫から勾留理由開示の請求があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を却下する。

理 由

本件勾留は、東京地方裁判所で開始されたものであるところ、「勾留理由開示の請求は、同一勾留については勾留の開始せられた当該裁判所において一回に限り許されるものと解すべきである」（最高裁昭和29年8月5日第一小法廷決定・刑集8巻8号1237頁）から、勾留の開始された裁判所ではない当裁判所に対する本件請求は不適法である。

よって、主文のとおり決定する。

平成25年3月7日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判長裁判官 井 上 弘 通

裁判官 山 田 敏 彦

裁判官 安 藤 祥 一 郎

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 矢口和人



【ID番号】 00910239

勾留理由開示請求事件

【事件番号】 最高裁判所第1小法廷決定／昭和29年(す)第303号  
【判決日付】 昭和29年8月5日  
【判示事項】 同一勾留に対する勾留理由開示請求の許否  
【判決要旨】 勾留理由開示の請求は、同一勾留については勾留の開始せられた当該裁判所において1回に限り許されるものと解すべきである。  
【参照条文】 刑事訴訟法82  
刑事訴訟法97  
【掲載誌】 最高裁判所刑事判例集8巻8号1237頁  
最高裁判所裁判集刑事98号7頁  
判例時報34号24頁

決 定

被告人Aこと氏名不詳者(東京地検昭和二八年勾留第一四七五七号)にかかる公務執行妨害、傷害被告事件につき弁護士植木敬夫外九名から当裁判所に対し勾留理由開示の請求があつたが、勾留理由開示の請求は、同一勾留については勾留の開始せられた当該裁判所において一回に限り許されるものと解すべきである。本件記録によれば、被告人に対する勾留は第一審以来継続しているのであるから、当審において申立てられた本件勾留理由開示の請求は、許されないものといわねばならない。

よつて裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

本件請求を却下する。

昭和二九年八月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 真野 毅

裁判官 齋藤悠輔

裁判官 岩松三郎

裁判官 入江俊郎